

序論. 計画策定の背景及び目的

1. 計画策定の背景及び目的

奈良は、和銅 3 年（710）の平城遷都により古代日本の都が置かれた。平城京は、政治・経済・文化の中心都市として発展し、平城京に開花した文化は日本の発展の礎を築いた。平城京は世界に向けて門戸を開いた日本の最初の国際都市であり、大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育んだ。現在も、その面影を留める遺跡や社寺等の建造物が奈良盆地を取り囲む青垣の山並みと一体となり、良好な歴史的風土¹を継承している。また、平安遷都後の奈良は信仰のまちとして歴史を刻んできたが、特に、近世末の面影を留める町並みや歴史的な建造物、そこで連綿と営まれている伝統的な祭りや行事、産業などは、その重層的な歴史を物語っている。

これらの奈良市固有の歴史的環境は、これまでも文化財保護法をはじめ、都市計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下、「古都保存法」という）、屋外広告物法、自然公園法などの各種法制度の活用により維持・継承されてきた。また、平成 21 年（2009）9 月には、平成 2 年に制定した「奈良都市景観条例」を景観法に基づく「なら・まほろば景観まちづくり条例」と改正し、平成 22 年（2010）1 月には「奈良市景観計画」、平成 23 年（2011）4 月には「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定し、歴史的な景観の保全・良好な景観の形成のための施策の充実を図ってきた。また、市民においても、多くの NPO 法人や市民団体などにより、歴史・文化を活かしたまちづくりに関する取組が進められてきた。そして、これらの施策や取組により、わが国の古都として古代から重層する歴史のなかで生まれ、受け継がれてきた数多くの文化財の適切な保存ならびに積極的な活用が図られ、良好な歴史的風土の保存や町並みの形成、観光の振興、さらには平成 10 年（1998）12 月の「古都奈良の文化財」の世界遺産登録など、一定の成果をあげてきた。



しかし、現在、人口減少や少子高齢化、生活様式の変化や歴史的建造物の老朽化などの社会背景に伴い、空き家の増加や建替え・取壊しなどが進み、法的担保のない歴史的建造物の消失が顕著になってきている。また、歴史的な市街地における伝統的な祭りや行事、伝統産業の担い手不足などによる伝統的活動の衰退、山間部などの農村地域における産業基盤の変容などもみられるようになってきている。このように、現在、これまで奈良市の歴史・文化を支えてきた仕組みが大きく崩れてきており、これらの歴史的環境の衰退・変容に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

また、これまで行政や市民等により多様な施策や取組が展開されてきたものの、それらの横の連携が十分でなかったため、その効果も限定的になっていることも課題であるといえる。

一方、観光の側面においても、市内の観光客数は平城遷都 1300 年祭による増加はあったものの、近年、全体的に停滞からやや減少の傾向がみられ、社寺巡りや史跡探訪などの固定的イメージを超えた新たなファン層の拡大などが課題となってきている。

¹ 歴史的風土：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況（古都保存法第 2 条第 2 項）

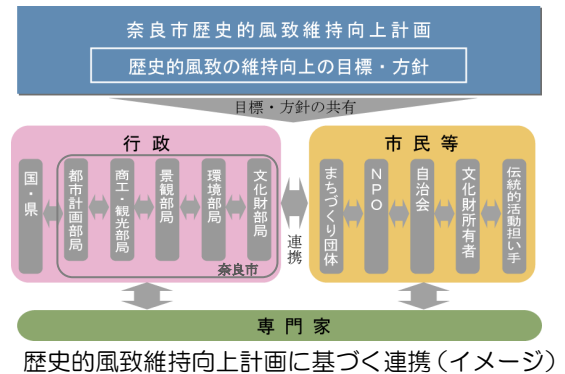
これらの課題の解決は、世界遺産都市また国際文化観光都市である奈良市において、特に重要かつ喫緊の事項であるといえる。

そこで、次の3つを実現することにより、都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざすことを目的として、歴史文化を活かした総合的な施策展開の方向性を示す「奈良市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

【 計画策定の目的 】

目的1 歴史・文化を活かしたまちづくりの仕組みを整えることにより、
市民主体の取り組みと多様な主体の連携による効果的な施策の展開を図る

奈良市歴史的風致維持向上計画のもとに、奈良市の各部局や国・県を含めた行政、まちづくり団体やNPO、自治会、文化財所有者や伝統的活動の担い手などの市民等、さらには、学識経験者などの専門家といった、歴史・文化を活かしたまちづくりに係る多様な主体・分野が目標や方針を共有し、歴史的風致の視点からの連携・調整を図り、奈良市における歴史・文化を活かしたまちづくりの取り組みをより効果的に推進する。



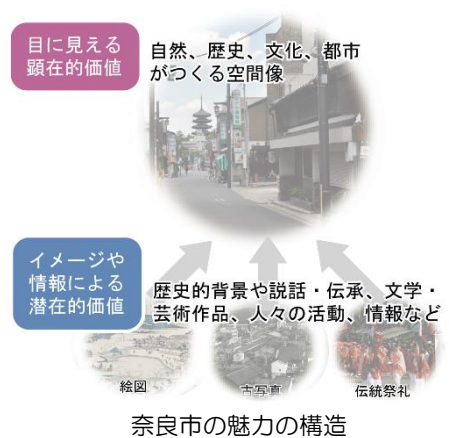
目的2 歴史・文化の豊かな生活環境を保全することにより、
市民の誇りや愛着を育むとともに、産業や観光の振興による地域の活性化につなげる

奈良市の魅力を創り出している「顕在的価値」と「潜在的価値」の双方を高め、繋ぎ合わせていく。

「顕在的価値」：わが国の古都ならびに世界遺産都市として多くの人々に価値が認められている歴史的建造物・市街地など

「潜在的価値」：長い歴史に裏づけされた多くの人々が心のなかにもつイメージや情報など

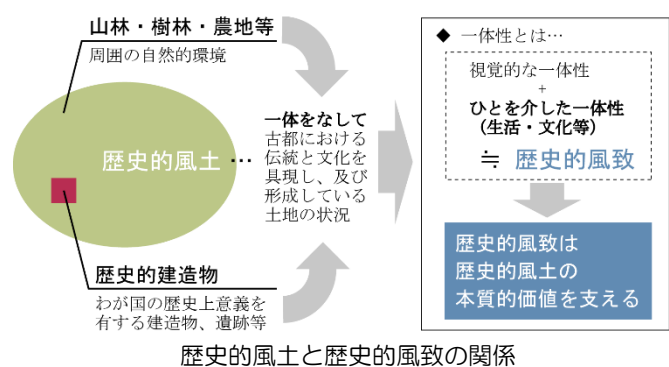
市民が地域の魅力を再発見し、自分自身の役割を再認識し、地域への誇りと愛着を育むとともに、観光行政と連携した施策展開を図り、多くの人々が奈良市の魅力・価値を再認識して、地域の活性化や観光振興につなげていく。



目的3 歴史的風致や歴史的風土の本質的価値を守り、育み、活かすことにより
古都奈良の歴史・文化の魅力のより一層の向上を図る

奈良市の歴史的風致を構成するひとの活動は、歴史的建造物と周囲の自然環境とを結びつけ、古都奈良の歴史的風土の本質的価値をつくりだしている。

豊かな歴史・文化資源がもつ価値やそれぞれの関係を踏まえ、古都奈良を特徴づける歴史的風致や歴史的風土を適切に守り、育み、また積極的に活かしていくことにより、古都奈良の歴史・文化をより一層魅力的なものとしていく。

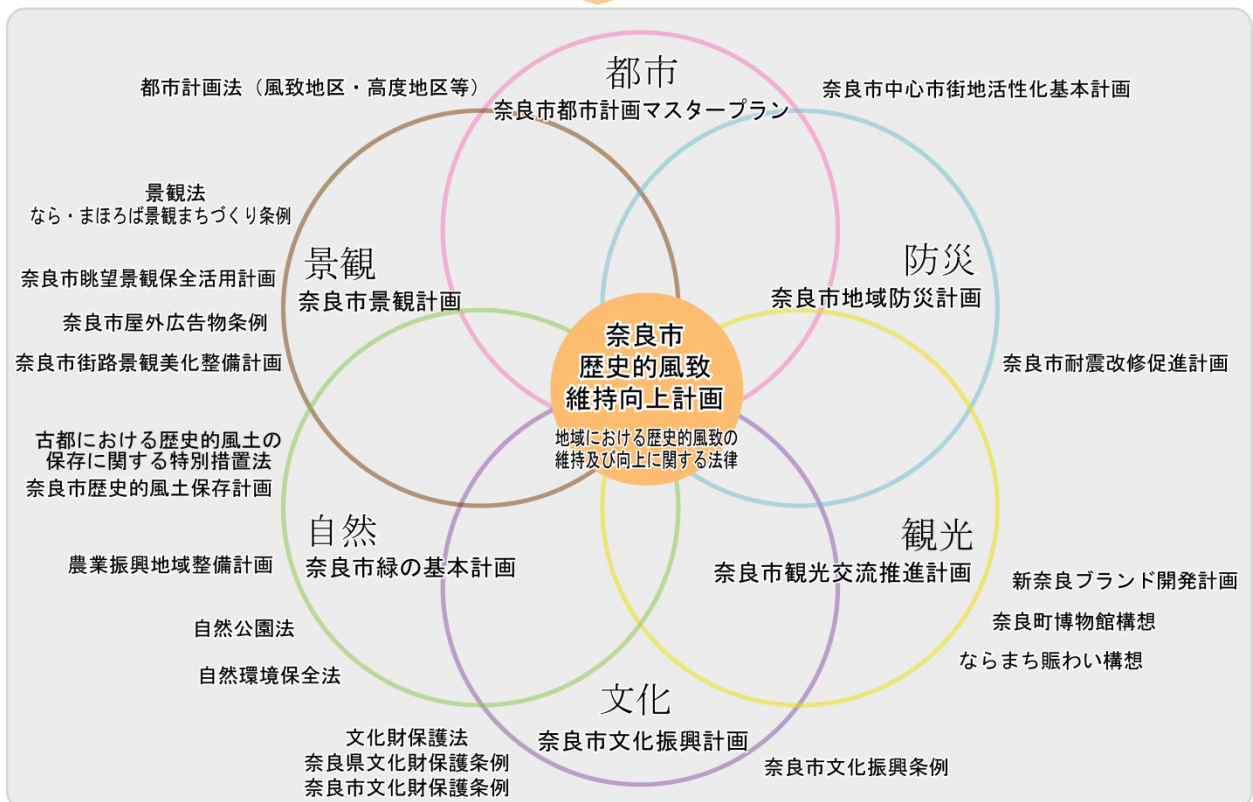


2. 計画の位置付け

奈良市の歴史的風致を維持・向上していくためには、以下の諸点より、「都市」「景観」「文化」「自然」「観光」「防災」の各分野が連携していくことが不可欠である。従って、奈良市歴史的風致維持向上計画は、奈良市第4次総合計画のもとに、各分野の歴史・文化に係る領域として、奈良市における歴史・文化を活かしたまちづくりのためのマスタープランとして位置付ける。

- ・都市：長い歴史の中で育まれてきた文化を活かしつつも、歴史文化に凝り固まらず、「文化芸術創造都市」として、必要な都市基盤の整備等を行うなかで、持続的に発展していくことが求められる。
- ・景観：伝統祭礼や伝統産業などの場となる歴史的市街地等の景観形成を図ることにより、それらの活動をより魅力的なものとし、市民の奈良市への誇りと愛着を育むとともに、観光振興に役立てていくことが求められる。
- ・文化：国家的に重要であり、地域住民のアイデンティティともなる奈良市の文化財を良好に保存していくこと、さらには、相互に関係し合う文化財を一体的に保存・活用し、良好な景観を形成するとともに、観光振興の拠点を形成していくことが求められる。
- ・自然：歴史的建造物と一体となって歴史的風土を形成し、人々の活動の背景となるとともに、生産・生業の場として、また信仰の対象として奈良市固有の生活・文化を支えてきた自然環境を良好に保全・継承していくことが求められる。
- ・観光：奈良市固有の文化財ならびにそれらが相互に関連しあつて織り成す歴史的風致を活用し、地域の活性化につなげていくこと、また、人口減少社会における文化財保存・継承の新たな担い手のひとつとして、交流人口の増加を図ることが求められる。
- ・防災：歴史的建築物の老朽化が進むなか、伝統的活動の場となる歴史的建造物を良好に保全するため必要な防災対策を講じていくこと、また、より文化財を身近に感じられるよう既存の防災組織などを活かしつつ、地域で文化財を守る仕組みをつくりあげていくことが求められる。

奈良市第4次総合計画



奈良市歴史的風致維持向上計画の位置付け

3. 計画の期間

(法第5条第2項第6号)

本計画の計画期間は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間とする。

4. 計画策定の体制と経緯

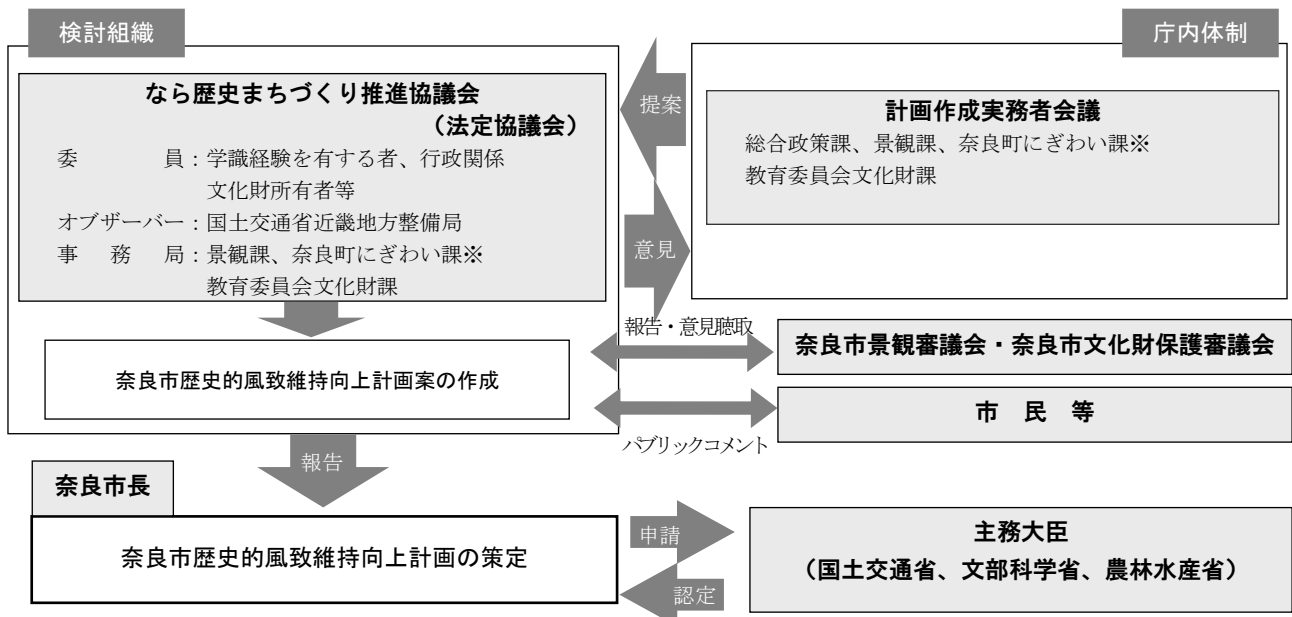
(1) 計画策定の体制

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号、以下「歴史まちづくり法」という。）第11条第1項の規定に基づく「なら歴史まちづくり推進協議会」を学識経験者、行政関係（奈良県、奈良市）、文化財所有者等で組織し、計画の策定を進めた。

なお、国土交通省近畿地方整備局にオブザーバーとして参画いただいた。

なら歴史まちづくり推進協議会委員（発足当初）

区分		氏名	所属・役職等	備考
学識経験を有する者	都市計画	橋爪 紳也	大阪府立大学 21世紀科学研究所教授	委員長
	建築	増井 正哉	奈良女子大学教授	
	都市計画	瀬渡 章子	奈良女子大学教授	
	文化財	田辺 征夫	奈良県立大学特任教授	
行政関係		岩井 秀臣	奈良市総合政策部長	
		川本 了造	奈良市観光経済部長	
		東井 素生	奈良市都市整備部長	
		西崎 卓哉	奈良市教育委員会教育総務部長	
		本村 龍平	奈良県地域デザイン推進課長	
		小槻 勝俊	奈良県教育委員会文化財保存課長	
文化財所有者		今西 清隆	重要文化財 今西家書院	
その他		倉橋 みどり	NPO法人文化創造アルカ理事長	
		藤岡 俊平	奈良町宿 紀寺の家	
オブザーバー		藤本 真也	近畿地方整備局建政部計画管理課長	



※平成25年度は観光振興課

奈良市歴史的風致維持向上計画策定の体制及び流れ

(2) 計画策定の経緯

庁内の連携を図りながら検討を進めるとともに、3省庁との協議を通じて助言等を受けながら、「なら歴史まちづくり推進協議会（法定協議会）」における議論や意見等を踏まえ、本計画の策定を進めた。

平成 26 年 3 月 19 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 1 回	平成 31 年 2 月 26 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 9 回
平成 26 年 7 月 1 日	奈良市文化財保護審議会に策定経過報告	平成 31 年 2 月 27 日	変更認定申請
平成 26 年 7 月 3 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 2 回	平成 31 年 3 月 29 日	変更認定
平成 26 年 10 月 19 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 3 回	令和 2 年 2 月 25 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 10 回
平成 26 年 11 月 5 日 ～平成 26 年 12 月 5 日	パブリックコメントの実施	令和 2 年 3 月 6 日	変更認定申請
平成 26 年 11 月 10 日	奈良市文化財保護審議会の意見聴取	令和 2 年 3 月 24 日	変更認定
平成 27 年 1 月 9 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 4 回	令和 3 年 2 月 24 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 11 回
平成 27 年 1 月 26 日	奈良市歴史的風致維持向上計画 認定申請	令和 3 年 3 月 2 日	変更認定申請
平成 27 年 2 月 23 日	奈良市歴史的風致維持向上計画 認定	令和 3 年 3 月 15 日	変更認定
平成 28 年 2 月 24 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 5 回	令和 4 年 2 月 1 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 12 回
平成 28 年 3 月 18 日	変更認定申請	令和 4 年 3 月 3 日	変更認定申請
平成 28 年 3 月 31 日	変更認定	令和 4 年 3 月 29 日	変更認定
平成 29 年 2 月 23 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 6 回	令和 5 年 2 月 28 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 13 回
平成 29 年 3 月 17 日	変更認定申請	令和 5 年 3 月 3 日	変更認定申請
平成 29 年 3 月 31 日	変更認定	令和 5 年 3 月 30 日	変更認定
平成 29 年 7 月 27 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 7 回		
平成 29 年 8 月 14 日	変更認定申請		
平成 29 年 9 月 8 日	変更認定		
平成 30 年 2 月 16 日	なら歴史まちづくり推進協議会 第 8 回		
平成 30 年 3 月 12 日	変更認定申請		
平成 30 年 3 月 29 日	変更認定		